

大阪府立体育会館等指定管理者の モニタリングについて



体育会館・臨海スポーツセンター・漕艇センター・門真スポーツセンター

平成28年3月

大阪府教育委員会事務局
教育振興室保健体育課

第1章 指定管理者のモニタリングについて		
1	評価の目的	P 4
2	評価の流れ	P 4
3	評価の段階	P 5
4	評価の手法	P 6
5	評価結果の活用	P10
6	スケジュール	P11
第2章 評価委員会の評価結果及び指摘・提言		
1	大阪府立体育会館	P13
2	大阪府立臨海スポーツセンター	P15
3	大阪府立漕艇センター	P17
4	大阪府立門真スポーツセンター	P19
5	利用者アンケート結果	P21
第3章 対応方針		
1	評価結果に基づく対応方針	P23
2	改善方針実施に向けたスケジュール	P24
3	改善のための対応方針	P25
第4章 改善のための対応方針		
1	平成26年度モニタリング評価実施による改善のための対応方針	P27
2	平成27年度モニタリング評価実施による改善のための対応方針	P28
参考		
1	大阪府立体育会館等指定管理者評価委員会規則	P30
2	大阪府立体育会館等指定管理者評価委員会委員名簿	P32

第1章 指定管理者のモニタリングについて

1 評価の目的

大阪府立のスポーツ施設は、平成18年度から指定管理者制度を導入し、民間企業等が公の施設を弾力的に管理運営することで、利用者へのサービス向上に取り組んでいる。

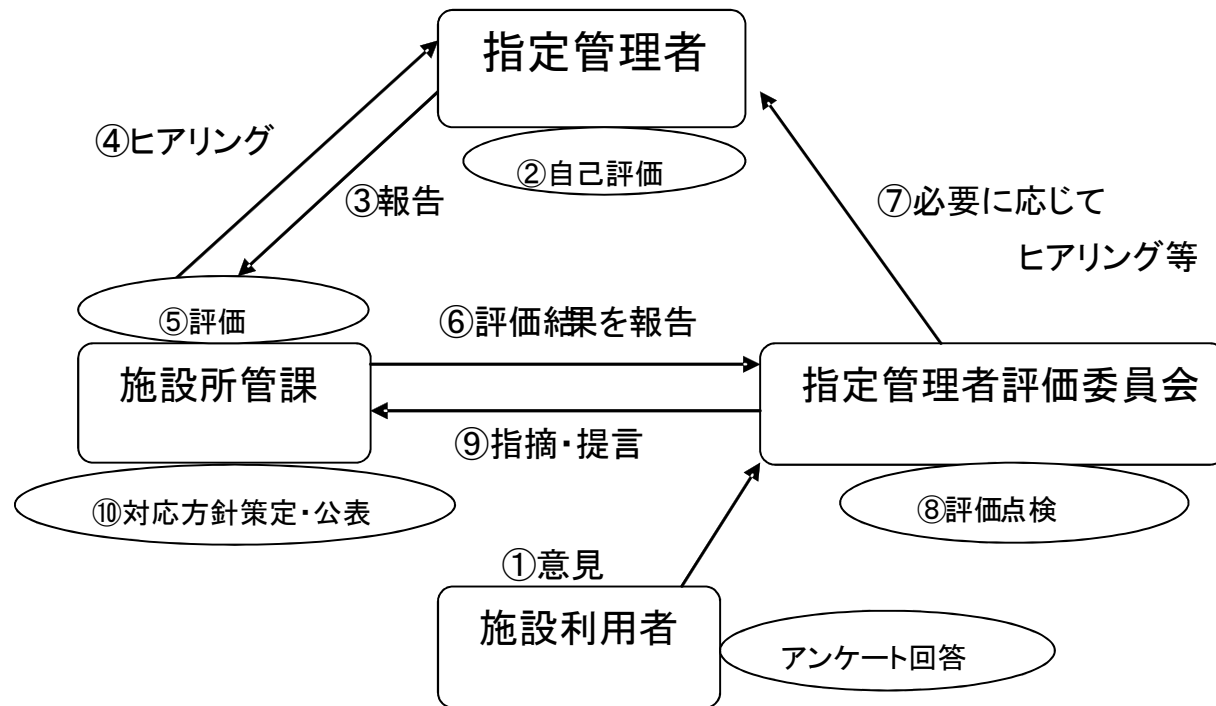
今後も施設運営の品質を安定的に提供するため、大阪府では、外部有識者による指定管理者評価委員会を設置し、モニタリングを実施することとした。

モニタリングとは、府と指定管理者が業務について点検・評価を行い、それをフィードバックすることでさらに府民サービスの向上につなげていくために実施するものである。

2 評価の流れ

1. 施設利用者からの意見（アンケート実施）
2. 指定管理者が自己評価
3. 指定管理者が施設所管課（保健体育課）へ自己評価結果を報告
4. 保健体育課が指定管理者へヒアリング
5. 保健体育課が指定管理者を評価
6. 保健体育課が指定管理者に対して行った評価結果を評価委員へ報告
7. 必要に応じ、評価委員会が指定管理者に対して立入検査や指定管理者へのヒアリングを実施
8. 評価委員会が保健体育課の評価の内容について点検を実施
9. 評価委員会が保健体育課に対して指摘・提言
10. 保健体育課が対応方針を策定・公表

評価の流れ



3 評価の段階

1. 指定管理者による自己評価
2. 施設所管課（保健体育課）による評価
3. 評価委員会による評価（保健体育課が行った評価のチェック）

4 評価の手法

① 評価方法

指定管理者から提出のあった自己評価表及び指定管理者へのヒアリング等に基づき、評価表の評価基準項目及び総括の評価について、下のとおり4段階で評価する。

評 価		基 準
S	優良	提案項目以上の実施状況が認められるもの
A	良好	提案項目どおりの実施状況が認められるもの
B	ほぼ良好	ほぼ提案項目どおりの実施状況が認められるもの
C	要改善	提案項目の実施が今年度は進んでいないもの

② 評価基準項目の評価

評価基準の1項目を4点満点で評価し、項目数に応じて下表のとおり評価する。

4点：S優良、3点：A良好、2点：Bほぼ良好、1点：C要改善

③ 総括の評価

それぞれの評価項目（Ⅰ～Ⅲ）の総括の評価は、上表で評価した1項目を4点満点とし、項目数に応じて下表のとおり評価する。

4点：S優良、3点：A良好、2点：Bほぼ良好、1点：C要改善

【例】評価項目Ⅱで（1）はS(4点)、（2）はA(3点)、（3）はB(2点)の場合
3項目あるので12点満点 ⇒ $4 + 3 + 2 = 9$ 点 ⇒ 総括評価 A

評価 項目数	点数	得 点			
		S 優良	A 良好	B ほぼ良好	C 要改善
1	4	4	3	2	1
2	8	8～7	6～5	4～3	2
3	12	12～11	10～8	7～5	4～3
4	16	16～14	13～10	9～6	5～4
5	20	20～18	17～13	12～9	7～5
6	24	24～21	20～15	14～10	8～6
7	28	28～25	24～18	17～12	11～7

④安定的な運営が可能となる財政基盤の評価

指定管理者である法人等事業者の経営状況について、下の4つの指標を用いて「安全性」と「収益性」との確認を行う。比率は、「貸借対照表」と「損益計算書」から算出する。

指標 1	自己資本比率 [安全性]
自己資本比率＝自己資本÷総資本	
総資産（資産合計）に占める自己資本（純資産合計）の割合を示した指標。どれだけ借金に頼らずに経営をしているかを示している。比率が高いほど借金（負債合計：他人資本ともいう）に頼る割合が低く、経営が安定していることを示す。一般的な目安としては、30%以上の場合は普通、50%以上の場合は高いとされている。	
指標 2	流動比率 [安全性]
流動比率＝流動資産÷流動負債	
法人の短期的な支払い能力を示す指標。1年以内に現金化できる資産を「流動資産」、1年以内に支払いを要する負債を「流動負債」と言い、「すぐに準備できるお金」と「すぐに返さないといけないお金」のバランスを比較する。つまり、流動資産（すぐに準備できるお金）のほうが多いほど、支払い能力が高いことを示している。一般的な目安としては、200%以上が理想といわれているが、日本では110～160%程度とされている。	

指標 3	固定比率 [安全性]
固定比率 = 固定資産 ÷ 自己資本	
<p>固定資産をどの程度、自己資本で賄っているかを示す指標。土地や建物など、この先1年以上換金できない、又は換金しない固定資産を、返済義務のない・自前の資金である自己資本（純資産合計）でどれだけ賄えるかを比較する。一般的な目安としては、100%以下が理想といわれているが、日本では100～120%の範囲で健全、200%を超えると黄信号とされている。</p>	

指標 4	総資本経常利益率 [収益性]
総資本経常利益率 = 経常利益 ÷ 総資本	
<p>法人の総合的な収益力を示す指標。法人の総資産（資産合計）に対して、どれだけの経常利益（本業を含め普段行っている継続的な活動から得られる利益）を稼ぎ出しているのかを示している。比率が高いほど資本を効率的に運用し、収益をあげているかを示している。</p>	

➡ 記載例

項目	H25実績	H26実績	H27実績	見方の目安
①自己資本比率	38.6%	33.2%	40.0%	良い傾向であり良好
②流動比率	180.7%	175.2%	157.1%	下降傾向であるが標準的
③固定比率	120.5%	140.7%	112.5%	改善されており健全
④総資産経常利益率	8.8%	7.9%	10.0%	良い傾向であり良好
評価	流動比率は下降傾向であるが、全般的に良好と判断される。			

5 評価結果の活用

- 対応方針の策定（施設所管課（保健体育課））
評価委員会の評価結果及び指摘・提言を踏まえ、施設所管課（保健体育課）が対応方針を策定する。
- 評価結果の公表（保健体育課）
保健体育課は、評価委員会の評価結果及び指摘・提言並びに対応方針について、大阪府のホームページに掲載する。
- 改善のための対応方針の作成：次年度事業計画への反映（指定管理者）
指定管理者は、対応方針に基づき改善のための対応方針を作成するとともに、未実施事業等について可能な限り次年度事業計画に反映させ、早期の実施に努める。
- 改善方策の進捗状況の把握（保健体育課）
改善のための対応方針の提出があった事業について、指定管理者へのヒアリング等により進捗状況を把握する。

6 スケジュール

▶ 平成27年度

時 期	内 容
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・平成27年度第1回評価委員会：平成26年度の実績報告等 ・指定管理者による自己評価依頼（9月末時点。期間は1年間） ・指定管理者から自己評価結果の報告
11月	<ul style="list-style-type: none"> ・施設利用者へアンケート実施（11/1～11/30）：事務局で集約 ・指定管理者へのヒアリング ・保健体育課による評価
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・平成27年度第2回評価委員会：評価委員会による評価（指摘・提言）
2月	<ul style="list-style-type: none"> ・保健体育課において対応方針策定、指定管理者に指摘・提言 ・指定管理者が改善方策工程表作成
3月	<ul style="list-style-type: none"> ・対応方針及び評価結果を公表 ・指定管理者が次年度事業計画策定

▶ 平成28年度以降

時 期	内 容
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・平成28年度第1回評価委員会：平成27年度の実績報告等 ・前年度の評価委員会の指摘、提言事項の進捗状況をヒアリング ・施設利用者へアンケート実施：事務局で集約
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者による自己評価（9月末時点。期間は1年間）
11月	<ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者へのヒアリング ・保健体育課による評価
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・第2回評価委員会による評価（指摘・提言）
2月	<ul style="list-style-type: none"> ・保健体育課において対応方針策定、指定管理者に指摘・提言 ・指定管理者が改善方策工程表作成
3月	<ul style="list-style-type: none"> ・対応方針及び評価結果を公表 ・指定管理者が次年度事業計画策定

第2章 評価委員会の評価結果及び指摘・提言

評価委員会の評価結果及び指摘・提言

1 体育会館

評価項目	評価基準	評価	評価コメント	指摘・提言
平等利用が確保されるよう適切な管理を行なうための方策				
(1)施設の設置目的及び管理運営方針	①施設の設置目的に沿った運営 ②提案した管理運営方針に沿った管理 ③社会貢献活動、環境活動、法令遵守の取組み	A	①「スポーツとにぎわいづくりの殿堂」の趣旨に基づき、イベント誘致、利用増に向けた取組みを行っている。 ②個人情報管理、防災・安全対策など各種社内研修を実施。 ③ボランティア活動等の社会貢献活動に取り組んでいる。	-
(2)平等な利用を図るための具体的手法・効果	①公平なサービス提供、対応状況 ②高齢者、障がい者等に対する配慮	A	①年間利用計画を策定し、各種イベント情報の発信に努めている。 ②高齢者・障がい者への配慮が図られ、スタッフの教育にも力を入れている。	-
施設の効用を最大限発揮するための方策				
(3)利用者の増加を図るための具体的手法・効果	①利用者増を目指したにぎわいづくり方策の取組み ②年間の広告・広報計画等の情報発信の取組み	A	①イベント開催の誘致を行い、利用増加策に取り組んでいる。 ②季刊誌、フリーペーパー等により情報発信を行っている。	-
(4)サービスの向上を図るための具体的手法・効果	①提案のあったサービス向上策の取組み ②自主事業の取組み ③施設設備、機能の活用	A	①休館日の開館や開館時間の延長など利用者ニーズに柔軟に対応。 ②提案の自主事業は開催しており、新たな教室開催を開講し、利用者サービスの向上を図っている。 ③施設設備の点検体制を整備。スタッフ合同パトロールを実施。	-
(5)施設の維持管理の内容、適格性及び実現の程度	①施設設備の効果的な維持管理 ②施設設備の安全管理 ③緊急時の危機管理体制	A	①設備点検年間計画の実施、基本修繕費の計画的な執行により、適正な維持管理に努めている。 ②点検記録簿の作成、チェック体制の整備等を行っている。 ③危機管理マニュアルが整備されている。	-
(6)収入確保策の実施	①広告収入等の収入確保策の取組み ②提案どおり実施されているか。	A	①広告収入確保や空きスペースの有効活用をしている。 ②事業計画より収入は増加している。	-
その他管理に際して必要な事項				
(7)府施策との整合	①府、公益事業協力等の取組み ②行政の福祉化の取組み ③府民・NPOとの協働の取組み ④環境問題への取組み	A	①府や公益事業への協力の取組みが図られている。 ②行政の福祉化は提案どおり実施されている。 ③グループ全体で府民等との協働の取組みがなされている。 ④府のESCO事業推進や電力量の見直し、夏場の節電対策にも積極的に節電に協力している。	-
I 総括		A		

I 提案の履行状況に関する項目

評価項目	評価基準	評価	評価コメント	指摘・提言
II の向上に関するサービス さらなるサービス	(1)利用者満足度調査等	A	①大阪府が実施する利用者満足度調査に協力。問合せWebにより、広く利用者のニーズ把握に努めている。 ②問合せWebや教室利用者のアンケート結果をもとに、迅速な対応が図られている。	-
	(2)自主事業	A	①自主事業の各種教室は提案どおり実施され、リピーター増の取組みや広報PRの実施は評価する。新規教室を開講し利用者の選択肢を増やすなど、利用者へのサービスの向上が見受けられる。	-
	(3)その他創意工夫	A	①大版プリンターの導入により、外注せずに広告を作成でき、経費削減につながっている。また、自主事業の情報提供もでき、利用者サービス向上につながることが期待できる。	-
	II 総括		A	
III できる能力及び財政基盤に関する事項 適正な管理業務の遂行を図ることが	(1)収支計画の内容、適格性及び実現の程度	S	①H27年度収支見込みは、提案のあった計画値を上回っている。特に収入は提案より3%増加しており、納付金を提案以上の見込みである。	-
	(2)安定的な運営が可能となる人的能力	A	①「管理体制計画書」のとおり職員配置を行い、提案どおり十分な管理運営可能な職員体制となっている。 ②本社部門との連携体制を構築し、職員間で日々の情報共有を図っており、意思疎通ができています。業務マニュアルや異常事態要綱、本社事故等防止委員会規程等により、責任体制を明確にしている。 ③職員スタッフ研修を計画的に開催しており、職員育成に努めている。	-
	(3)安定的な運営が可能となる財政的基盤	A	①運営基盤は安定している。 ②自己資本比率及び固定比率が優秀であり、健全な財務状況と言える。	-
III 総括		A		

2 臨海スポーツセンター

評価項目	評価基準	評価	評価コメント	指摘・提言
平等利用が確保されるよう適切な管理を行なうための方策				
(1)施設の設置目的及び管理運営方針	①施設の設置目的に沿った運営 ②提案した管理運営方針に沿った管理 ③社会貢献活動、環境活動、法令遵守の取組み	A	①府民の保健体育及びスポーツ並びに健全で文化的な集会の用に供するための場として、休館日も貸館を実施している。 ②個人情報の管理、防災・安全対策など各種社内研修を実施。 ③清掃ボランティア活動を実施。適用法令一覧表及び年間実施計画により法令点検を実施している。	連続開館し、サービス向上への取り組みは評価できる。
(2)平等な利用を図るための具体的手法・効果	①公平なサービス提供、対応状況 ②高齢者、障がい者等に対する配慮	A	①年間利用計画を策定。館内にイベント情報を掲載するなど情報発信に努めている。HPに予約情報を掲載している。 ②高齢者・障がい者等に対する研修等を実施している。	-
施設の効用を最大限発揮するための方策				
(3)利用者の増加を図るための具体的手法・効果	①利用者増を目指したにぎわいづくり方策の取組み ②年間の広告・広報計画等の情報発信の取組み	A	①リンスポフェスタ、サザンリーグ等集客力のあるイベントを継続して行い利用者の増加に努めている。 ②南海電鉄堺駅前にて、臨海SC広告入りティッシュを配布するなど情報発信を行っている。	-
(4)サービスの向上を図るための具体的手法・効果	①提案のあったサービス向上策の取組み ②自主事業の取組み ③施設設備、機能の活用	A	①休館日開館や時間延長など、利用者ニーズに柔軟に対応。 ②提案のあったスポーツ教室等自主事業を全て実施している。 ③通常の修繕点検以外にスタッフ合同パトロールを実施することで、設備機器及びスポーツ用具の事故を未然に防いでいる。	-
(5)施設の維持管理の内容、適格性及び実現の程度	①施設設備の効果的な維持管理 ②施設設備の安全管理 ③緊急時の危機管理体制	A	①年間設備点検計画を順次実施。基本修繕も計画どおり。 ②点検記録簿の作成、貸出前の目視点検等、日頃からのチェック体制を整備し、安全管理の意識向上を図っている。 ③危機管理マニュアルによる緊急時の管理・連絡体制の整備、従業員の講習会を実施し、日頃から防災意識が高い。	-
(6)収入確保策の実施	①広告収入等の収入確保策の取組み ②提案どおり実施されているか。	A	①指定管理者応募の際には提案なし。イベント協力及び売店誘致による収入確保あり。HPへのバナー広告掲載等、広告収入策を検討されたい。 ②提案どおりの収入見込み。納付は提案同等額以上の見込み。	-
その他管理に際して必要な事項				
(7)府施策との整合	①府、公益事業協力等の取組み ②行政の福祉化の取組み ③府民・NPOとの協働の取組み ④環境問題への取組み	A	①府・公益事業協力の取組みがなされている。 ②行政の福祉化の取組みは提案どおり実施されている。 ③地域施設と協働の取組みがなされている。 ④グループ会社全体で「エコモーションなんかい」実施。夏の節電時には、積極的に節電に協力している。	-
I 総括		A		

評価項目	評価基準	評価	評価コメント	指摘・提言
II さらなるサービスの向上に関する事項	(1)利用者満足度調査等	A	①イベントごとのアンケート、HPへの「お問い合わせ」窓口の設置、メールマガジンの配信、有効な広報媒体の検討等を実施。 ②利用者アンケートをもとに検討し、必要に応じ設備改修等に努めている。	-
	(2)自主事業	A	①スケート教室は、昨年度と同様にレベルに応じたクラス分け及びクラス数を継続。会議室の利用が比較的少ない時間帯を活用し、チアダンススクール教室等を実施。各教室の収入の増減はあるが、全体として昨年度以上の収益が見込まれる。	-
	(3)その他創意工夫	A	①個人情報を取扱う責任を特に重要ととらえ、全従業員が研修に参加。施設の空きスペースを活用して施設のイベント内容や教室開催の様態を展示するなどの工夫がされている。 ②高石市主催の高石シーサイドフェスティバルに協力。	-
	II 総括		A	
III 適正な管理業務の遂行ができる能力及び財務基盤に関する事項	(1)収支計画の内容、適格性及び実現の程度	A	①H27年度収支見込は、プロポーザルより上回っている。 納付金はプロポーザル以上の見込み。	-
	(2)安定的な運営が可能となる人的能力	A	①プロポーザル以上の人員配置により安定した運営を行っている。 ②センターマネージャー、部門責任者及びスタッフの責任体制を構築している。 ③スタッフへの人権研修等はグループ会社で企画実施。また、地元消防署等と連携して防災や一次救命処置等の研修を実施するなど、職員育成に努めている。さらに、業務マニュアルの策定により、業務内容が明確化され、安定的な管理運営が行われている。	-
	(3)安定的な運営が可能となる財政的基盤	A	①運営基盤は安定している。 ②自己資本比率及び固定比率が優秀であり、健全な財務状況と言える。	-
	III 総括		A	

3 漕艇センター

評価項目	評価基準	評価	評価コメント	指摘・提言
平等利用が確保されるよう適切な管理を行なうための方策				
(1)施設の設置目的及び管理運営方針	①施設の設置目的に沿った運営 ②提案した管理運営方針に沿った管理 ③社会貢献活動、環境活動、法令遵守の取組み	A	①利用者ニーズを把握し、利用者の協力を求めながら、安全性と利便性に配慮した管理運営を行っており、スポーツの振興に寄与している。 ②安全対策の徹底により、利用者が安心して活動できる環境を整えている。 ③講習や訓練等を行い、関係機関とも連携しながら、浜寺水路における安全確保に貢献している。利用者に協力を求めながら環境への配慮も行っている。	-
(2)平等な利用を図るための具体的手法・効果	①公平なサービス提供、対応状況 ②高齢者、障がい者等に対する配慮	A	①府民・利用者が施設を平等に利用できるよう、利用状況の把握、調整、協力依頼を行っており、公平なサービス提供に配慮している。 ②高齢者や障がい者が安全に活動できるよう配慮しており、競技力の向上にも貢献している。	-
施設の効用を最大限発揮するための方策				
(3)利用者の増加を図るための具体的手法・効果	①利用者増を目指したにぎわいづくり方策の取組み ②年間の広告・広報計画等の情報発信の取組み	A	①水に関連するイベント等における漕艇センターの情報提供や浜寺公園利用者の施設利用促進により、利用者の裾野拡大とにぎわいづくりに努めている。 ②ホームページは、誰もがアクセスしやすいよう配慮され、ニュースレターでは最新の情報を随時提供しており、利用者の増加を図る上で効果的な情報発信がされている。	-
(4)サービスの向上を図るための具体的手法・効果	①提案のあったサービス向上策の取組み ②自主事業の取組み ③施設設備、機能の活用	A	①利用者ニーズへの配慮、各種競技会の運営協力等により、サービス向上を図っている。 ②マリンスポーツが体験できる自主事業が実施されている。 ③施設を有効に活用した熱中症対策により、利用者の安全を確保し、緊急搬送者ゼロという成果を上げた。	-
(5)施設の維持管理の内容、適格性及び実現の程度	①施設設備の効果的な維持管理 ②施設設備の安全管理 ③緊急時の危機管理体制	A	①限られた予算で、優先順位を考慮し施設設備の維持管理を行っている。 ②定期点検を着実にを行い、緊急性等を考慮しながら修繕を行っている。 ③非常時マニュアルに基づく危機管理体制を整えて対応している。	-
(6)収入確保策の実施	①広告収入等の収入確保策の取組み ②提案どおり実施されているか。	A	①ネーミングライツの効果により、漕艇利用者以外にも利用者が拡大している。 ②貸艇の整備に加え、自主事業としての救助艇貸出も行い、収入確保に努めている。	-
その他管理に際して必要な事項				
(7)府施策との整合	①府、公益事業協力等の取組み ②行政の福祉化の取組み ③府民・NPOとの協働の取組み ④環境問題への取組み	A	①府の施策への協力や、浜寺水路周辺の関係者との連携により、地域の活性化に貢献している。 ②業務上のサポート等、福祉の観点から、良好な雇用環境の整備に努めている。 ③近隣企業との協働関係を築いている。 ④利用者とともに、省エネ等の取組みを行っている。	-
I 総括		A		

I 提案の履行状況に関する項目

評価項目		評価基準	評価	評価コメント	指摘・提言
Ⅱ さらなるサービス向上に関する事項	(1)利用者満足度調査等	①利用者満足度調査等の実施状況 ②調査結果のフィードバック(P D C A)	A	①常時利用者の意見を聴ける体制を整え、利用者の要望等を把握している。 ②意見箱に寄せられた意見や、直接聴き取った要望等を踏まえ、職員の勤務体制の変更により開所時間延長を実現するなど、利用者ニーズへの対応に努めている。	-
	(2)自主事業	①さらなるサービス向上の取組み	A	①指定管理者の有する知識・経験等を活かした自主事業を展開している。	-
	(3)その他創意工夫	①その他創意工夫の取組み	A	①利用者の利便性向上、安全確保に配慮した取り組みを行っている。	-
	Ⅱ 総括		A		
Ⅲ 適正な管理業務の遂行を図ることができる能力及び財政基盤に関する事項	(1)収支計画の内容、適格性及び実現の程度	①事業収支計画、事業収支実績状況	A	①開所時間の延長等により、プロポーザルよりも支出見込額が多いが、自己資金投入により収入不足分を補っている。	-
	(2)安定的な運営が可能となる人的能力	①職員体制・配置 ②管理監督体制・責任体制 ③指導育成、研修体制	A	①利用者ニーズに柔軟に対応しながら、安定的な運営を行うための職員体制・配置を行っている。 ②責任ある管理・運営が行えるよう管理監督体制を整えている。 ③施設の安定的な管理運営のための研修のみならず、水上での安全確保にも配慮した指導育成・研修を行っている。	-
	(3)安定的な運営が可能となる財政的基盤	①法人等事業者の経営規模、事業規模、組織規模等の運営基盤 ②法人等事業者の財務状況	A	①運営基盤は安定している。 ②健全な財務状況である。	-
	Ⅲ 総括		A		

4 門真スポーツセンター

評価項目	評価基準	評価	評価コメント	指摘・提言
平等利用が確保されるよう適切な管理を行なうための方策				
(1)施設の設置目的及び管理運営方針	①施設の設置目的に沿った運営 ②提案した管理運営方針に沿った管理 ③社会貢献活動、環境活動、法令遵守の取組み	A	①体育・スポーツ及びレクリエーションの振興を図り、併せて文化的な集会及び催物の場を提供している。 ②スポーツ教室の継続・新設、周辺行政と連携した施設利用券販売等、管理運営方針に沿った運営をしている。 ③中学生の職場体験の受け入れ、夏の節電キャンペーン、コンプライアンス研修などを実施している。	-
(2)平等な利用を図るための具体的手法・効果	①公平なサービス提供、対応状況 ②高齢者、障がい者等に対する配慮	A	①社内接遇ライセンス研修を実施。利用者アンケートにおいても、接客サービスで高い評価を得ている。 ②障がい者スポーツ指導員（初級）を取得した従業員が増加し、専門知識を持つ従業員を駐在させ、利用者へのサービス向上につながっている。	障がい者に対する取り組み内容は評価できるので、今後も継続して取り組んでいただきたい。
施設の効用を最大限発揮するための方策				
(3)利用者の増加を図るための具体的手法・効果	①利用者増を目指したにぎわいづくり方策の取組み ②年間の広告・広報計画等の情報発信の取組み	A	①アイスショー等の大型イベント獲得に向け営業活動を行い、誘致に成功している。 ②駅広告、月間行事案内、教室チラシ、ポスターの配布・設置に加え、WEBを活用した広報活動を展開している。	-
(4)サービスの向上を図るための具体的手法・効果	①提案のあったサービス向上策の取組み ②自主事業の取組み ③施設設備、機能の活用	A	①業務推進委員会を設置し、サービス向上に取り組んでいる。また、管理栄養士による栄養相談指導等、サービスの高付加価値化をしている。 ②障がい児教室の開講、多世代を対象とした教室の開講により利用者増に努めている。 ③駐車場利用者の事前精算により、近隣での渋滞発生を防いでいる。また、施設出入口付近に2台分のゆずりあい駐車区画を設置している。	-
(5)施設の維持管理の内容、適格性及び実現の程度	①施設設備の効果的な維持管理 ②施設設備の安全管理 ③緊急時の危機管理体制	A	①法定点検のスケジュールの作成、ダブルチェックの徹底、施設修繕会議の定期的な開催により、効果的な維持管理ができています。 ②月1回の「安全推進委員会」において、業務上の危険予知やヒヤリハットの提言など、意見を吸い上げる具体的な仕組みを作っている。 ③マニュアルを整備し、緊急時の危機管理体制の構築に取り組んでいる。	-
(6)収入確保策の実施	①広告収入等の収入確保策の取組み ②提案どおり実施されているか。	A	①月間行事案内への広告掲載、HPバナー広告掲載により、収入確保策の取組みがなされている。 ②収支ともにほぼ提案どおり推移することが見込まれ、経営分析と引き続きの収入確保が求められる。	-
その他管理に際して必要な事項				
(7)府施策との整合	①府、公益事業協力等の取組み ②行政の福祉化の取組み ③府民・NPOとの協働の取組み ④環境問題への取組み	A	①種々の事業に積極的に協力している。 ②知的障がい者の清掃現場就業は提案どおり。支援センターを活用した募集を継続している。 ③あいりん地区雇用対策活動に協力している。 ④長時間使用する電灯のLED化、不使用時消灯を実施。	-
I 総括			A	19

I 提案の履行状況に関する項目

	評価項目	評価基準	評価	評価コメント	指摘・提言
Ⅱ さらなるサービス の向上に関する事項	(1)利用者満足度調査等	①利用者満足度調査等の実施状況 ②調査結果のフィードバック(PDCA)	B	①利用者アンケート(年2回)を行い、適切に利用者の意見を聴く機会を設けている。 ②アンケートの分析結果が現状の改善に活かされている。	-
	(2)自主事業	①さらなるサービス向上の取組み	B	①文化教室は導入初年度であり、認知度が低く、地域の文化行事と連携し、新規登録者の獲得を目指す。 ②マンツーマントレーニングは提案額以上の収入が期待できるが、更なる付加価値の向上に努めている。	文化教室の取り組みは、利用者増に努めていただきたい。
	(3)その他創意工夫	①その他創意工夫の取組み	A	①限られた財源の中で自主的にサービス向上の取組みを行っている。利用確定通知サービスは、これまでの口頭確認によるトラブルを解決した取組み。	-
	Ⅱ 総括		B		
Ⅲ 適正な管理業務の遂行を図ることができる能力 及び財政基盤に関する事項	(1)収支計画の内容、適格性及び実現の程度	①事業収支計画、事業収支実績状況	A	①収入のプロポーザル対比は101.6%。支出は100.5%と提案額をとほぼ同額である。	-
	(2)安定的な運営が可能となる人的能力	①職員体制・配置 ②管理監督体制・責任体制 ③指導育成、研修体制	A	①適切な人員配置が行われている。 ②適切な管理監督・責任体制が構築されている。 ③適切に研修が行われている。	-
	(3)安定的な運営が可能となる財政的基盤	①法人等事業者の経営規模、事業規模、組織規模等の運営基盤 ②法人等事業者の財務状況	A	①運営基盤は安定している。 ②自己資本比率、固定比率及び総資産経常利益率の各指標は年々改善傾向にあり、財政基盤は概ね健全である。	-
	Ⅲ 総括		A		

➡ 5 利用者アンケート結果

- 実施期間：平成27年11月1日～11月30日の30日間
- 周知方法：各施設における掲示、府および施設ホームページへの掲載
- 回収方法：メールもしくはFAX
- 回収数：下表のとおり

施設名	平成27年度回収数	平成26年度回収数
体育会館	0件	0件
臨海スポーツセンター	0件	3件
漕艇センター	3件	1件
門真スポーツセンター	13件	13件

○ アンケート概要

Q1. 過去の利用回数

- ・ 11回以上：94%、2～10回程度：6%、はじめて：0%

Q2. スタッフの対応、清掃等について

- ・ 大変満足：38%、満足：38%、不満18%、大変不満0%、その他6%

Q3. 利用してよかったところ、改善してほしいところなど

- ・ 「よかったところ」…スタッフが親切、対応が良い、清掃が行き届いている、トレーニングマシンの種類が豊富 など
- ・ 「改善してほしいところ」…設備を新しくしてほしい など

Q4. その他 お気づきのこと

- ・ プールの開催日を増やしてほしい など

第3章 対応方針

1 評価結果に基づく対応方針

評価		基準	対応方針 施設所管課（保健体育課）⇒指定管理者
S	優良	提案項目以上の実施状況が認められるもの	○なし（引き続き、優良な運営に期待）
A	良好	提案項目どおりの実施状況が認められるもの	○なし（さらなる運営努力を期待。） ただし、評価委員会から指摘・提言のあった事項は、改善のための対応方針（別紙）の提出を求める。
B	ほぼ良好	ほぼ提案項目どおりの実施状況が認められるもの	○さらなる運営努力を促すとともに、改善のための対応方針（別紙）の提出を求める。なお。評価委員会から指摘・提言のあった事項についても同様とする。
C	要改善	提案項目の実施が今年度は進んでいないもの	○提案項目の早期実施を要求するとともに、改善のための対応方針（別紙）の提出を求める。 ○2年連続で改善が認められない場合は、その理由について、書面での提出及び報告を求める。 ○指定管理の事情により提案項目の実施が困難な場合は、その理由について、書面での提出及び報告を求める。

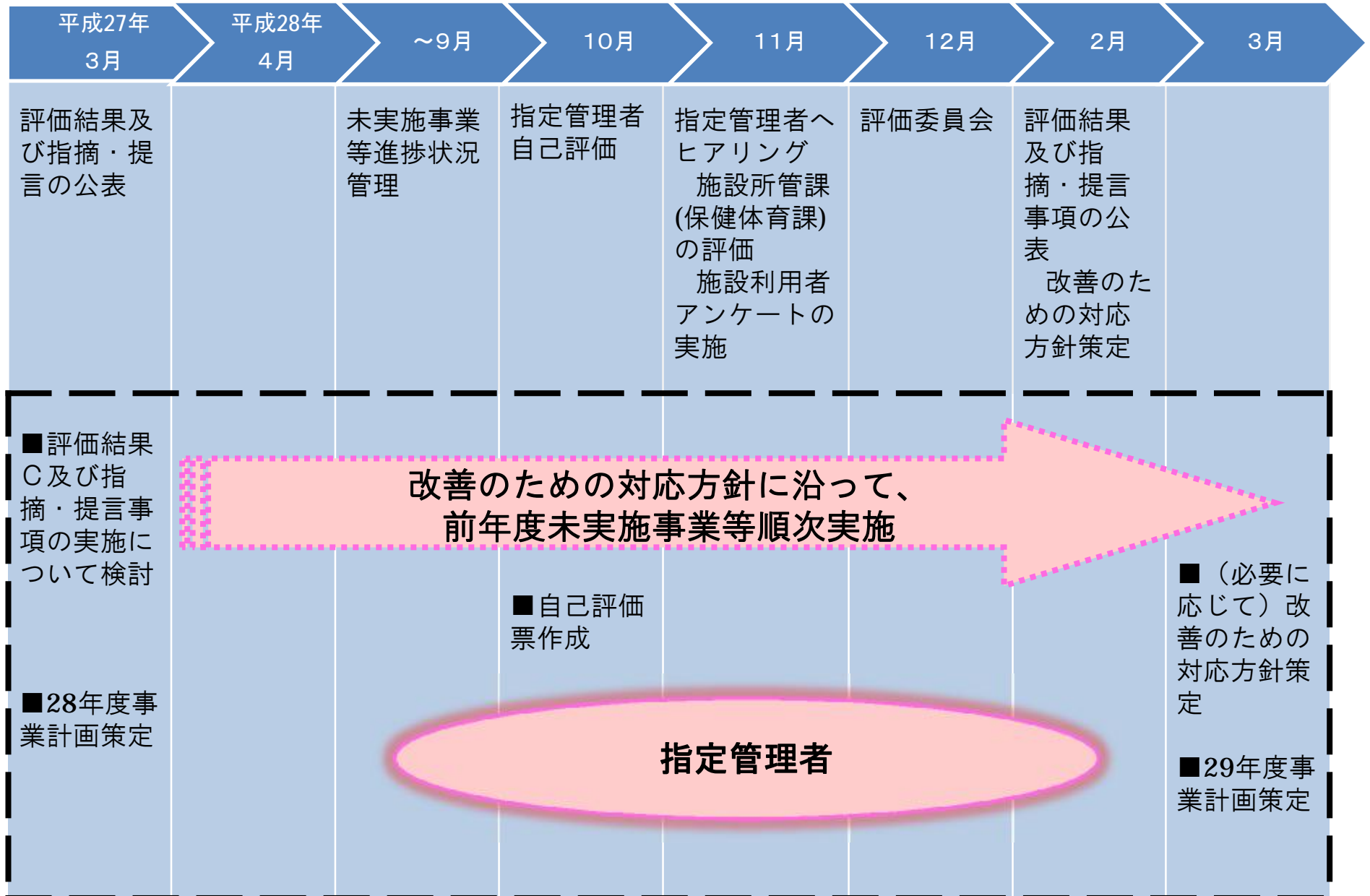
○ 評価項目Ⅱ「さらなるサービスの向上に関する事項」は、公募時にはない項目であるため、改善のための対応方針等の提出は求めない。（ただし、評価委員会から指摘・提言のあった場合は除くものとする。）

○ 参考

「管理運営業務契約書」 第10条第3項

大阪府は、管理運営業務の適正を期するため、必要があると認めるときは、地方自治法第244条の2第10項の規定により報告書等の内容又はこれに関連する事項について、指定管理者に対して説明を求め、実地調査し、必要な指示をすることができる。

2 改善方針実施に向けたスケジュール(27年度～28年度)



3 改善のための対応方針

施設名

評価項目	評価基準	評価委員会の指摘・提言	改善のための対応方針	次年度以降の事業計画反映内容
		<ul style="list-style-type: none"> ○ 前年度未実施の事業 ○ 評価委員会の評価がCのもの ○ 評価委員会から指摘・提言のあったもの ○ 施設所管課による評価内容から改善が必要とするもの 	<p>評価委員会及び施設所管課による評価によって、改善が必要とするものへの対応方針を記載</p>	<p>事業計画反映内容若しくは、事業計画への反映がない場合の対応を記載</p>

第4章 改善のための対応方針

1 平成26年度モニタリング評価実施による改善のための対応方針

該当施設なし

2 平成27年度モニタリング評価実施による改善のための対応方針

門真スポーツセンター

評価項目	評価基準	評価委員会の指摘・提言	改善のための対応方針	次年度以降の事業計画反映内容
II さらなるサービスの向上に関する事項				
(2)自主事業	①さらなるサービス向上の取組み [指標1]自主事業教室参加者数 H26実績:4,646人、 上半期実績:2,144人 H27目標:5,942人、 上半期実績:2,426人 [指標2]自主事業教室収入状況 H26実績:64,907千円 上半期実績:22,111千円 H27目標:60,742千円 上半期実績:24,991千円	文化教室の取組みは、利用者増に努めていただきたい	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報活動を平成27年度よりも充実させ、認知拡大に努める ・ 文化教室の認知度を高めるとともに、地域の文化行事とコラボレーションを図る等更なる宣伝を行い、新規登録者の獲得につなげていく ・ 府においても必要な備品を調達し、施設利用の促進を図る 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 初年度に引き続き文化教室事業を継続する ・ 事業継続しながら、教室内容の統廃合と新規教室導入を行い、文化教室事業の活性化を図る ・ 平成28年度広報計画では、年間6回外部へチラシ折込・ポスティング配布を行う（総配布数18万枚）。 ※参考 平成27年度は年間3回（総配布数9万枚）

参 考

1 大阪府立体育会館等指定管理者評価委員会規則

(趣旨)

第一条 この規則は、大阪府附属機関条例（昭和二十七年大阪府条例第三十九号）第六条の規定に基づき、大阪府体育会館等指定管理者評価委員会（以下「委員会」という。）の組織、委員の報酬及び費用弁償の額その他委員会に関し必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第二条 委員会は、大阪府教育委員会の諮問に応じて、大阪府附属機関条例第二条第二項に規定する事項について調査審議し、意見を述べるものとする。

(組織)

第三条 委員会は、委員五人以内で組織する。

2 委員は、学識経験のある者その他適当と認められる者のうちから、大阪府教育委員会が任命する。

3 委員の任期は、五年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第四条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総轄する。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第五条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第六条 委員会に、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会に属する委員等は、委員長が指名する。

3 部会に部会長を置き、委員長が指名する委員がこれに当たる。

4 部会長は、部会の会務を掌理し、部会における審議の状況及び結果を委員会に報告する。

5 前条の規定にかかわらず、委員会は、その定めるところにより、部会の決議をもって委員会の決議とすることができる。

(報酬)

第七条 委員の報酬の額は、日額九千六百円とする。

(費用弁償)

第八条 委員の費用弁償の額は、職員の旅費に関する条例（昭和四十年大阪府条例第三十七号）による指定色等の職務にあるものの以外の者の額相当額とする。

(庶務)

第九条 委員会の庶務は、大阪府教育委員会事務局教育振興室において行う。

(委任)

第十条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(委員の任期に関する特例)

2 この規則の施行の日から平成二十八年三月三十一日までの間に第三条第二項の規定により任命される大阪府立体育会館等指定管理者評価委員会の委員（補欠の委員を除く。）の任期は、同条第三項本文の規定にかかわらず、任命の日から平成二十八年三月三十一日までとする。

2 大阪府立体育会館等指定管理者評価委員会委員名簿 (漕艇センター、臨海スポーツセンター、体育会館、門真スポーツセンター)

五十音順（敬称略）

氏名	分野	種別	所属等
近藤 博宣	経営	経済界	大阪商工会議所 経済産業部部長
立花 良明	専門家	学識経験者	大阪府バドミントン協会 常務理事 競技部部長
千葉 康平	法律	弁護士	千葉法律事務所
◎ 古澤 光一	専門家	学識経験者	大阪体育大学 准教授
渡邊 尚資	会計	公認会計士	渡邊公認会計士事務所

◎ 委員長